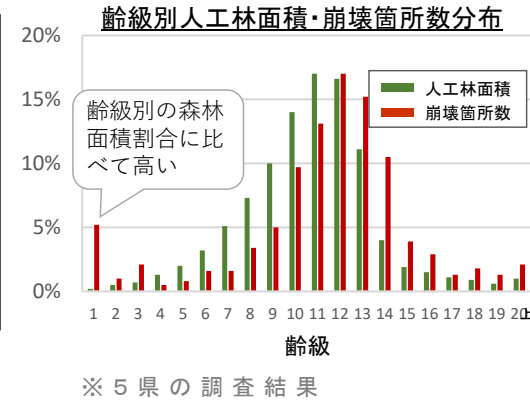


適切な伐採と更新の確保

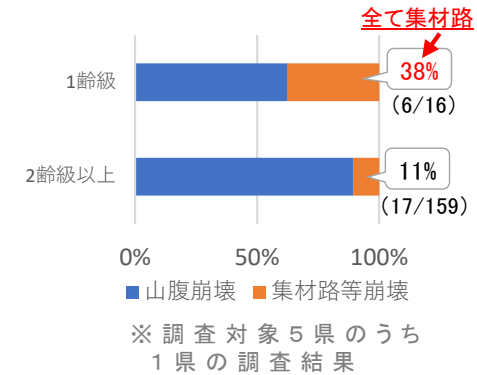
参考 3

現状・課題

- 近年、集中豪雨の増加等により山地災害が頻発。台風被害のあった都道府県の人工林(民有林)を対象として崩壊地を調査した結果、齢級に関わらず崩壊が発生。
- 他方、面積の齢級分布と比べ、1 齢級における崩壊箇所の発生割合は高い傾向にあり、粗雑に作設された集材路からの崩壊が要因の一つと考えられた。
- 伐採及び造林の状況報告書は、伐採の終了後ではなく、造林の終了後に提出。



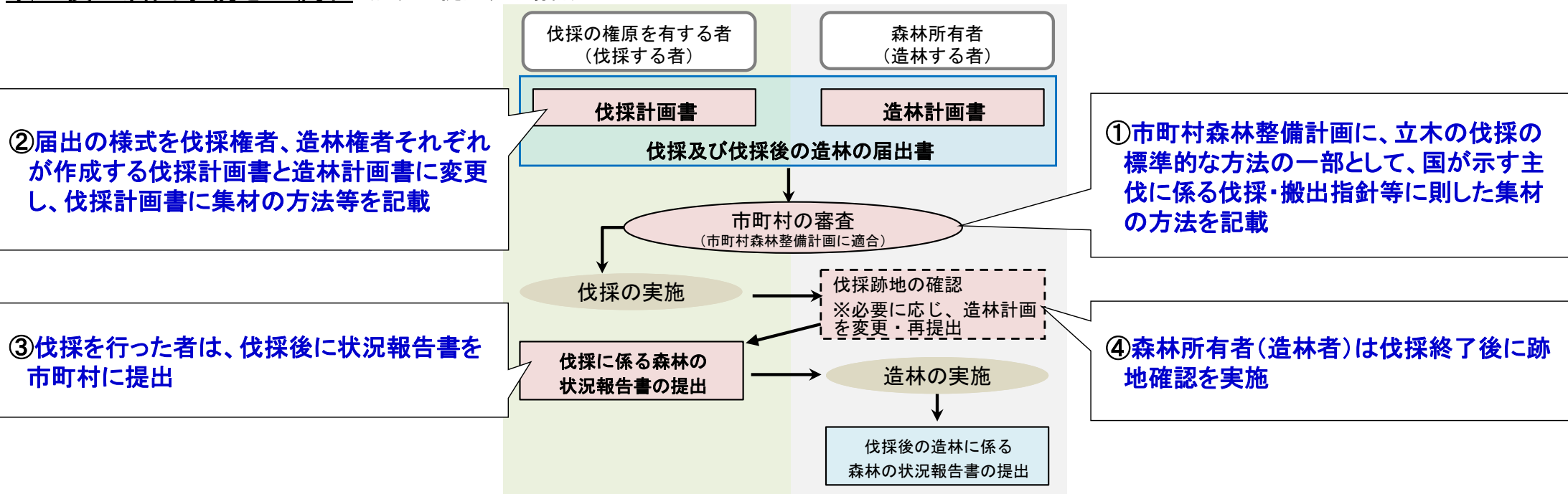
崩壊形態別の崩壊箇所割合



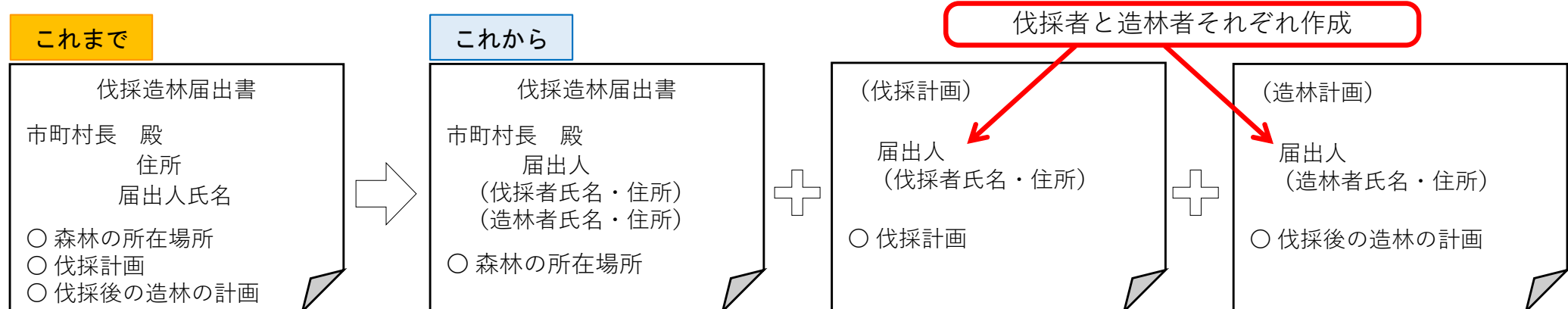
対応方向

- 市町村森林整備計画に国が定める指針等に則して集材することを位置付け、伐採届(伐採計画書)に集材の方法を記載。
- 伐採及び伐採後の造林の状況報告書の提出方法を変更し、造林の終了時の報告に加え、伐採作業終了時にも伐採に係る状況報告書を提出。
- 伐採に係る状況報告書の提出に当たっては、造林権者による跡地確認を求め、造林作業への円滑な移行等を図る。

改正後の届出手続きの流れ (共同で提出する場合)

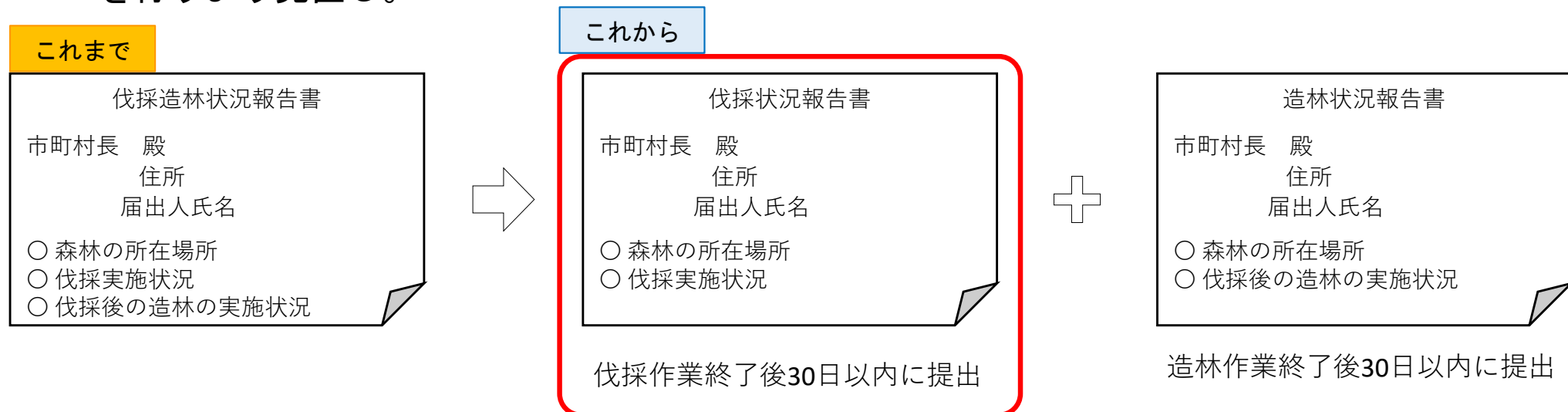


- 伐採及び伐採後の造林の届出について、伐採を行う者、造林を行う者のそれぞれが、それぞれの内容を作成するよう見直し。



伐採の計画には、集材の方法の記載を追加
造林の計画には、造林の委託先及び鳥獣害防止の方法の記載を追加

- 伐採及び伐採後の造林に係る森林の状況報告について、伐採作業終了後に伐採後の報告を行うよう見直し。



現状

- 主伐後に計画どおりの適切な更新が図られていない造林未済地が発生
- H29年度末の造林未済地は1.1万ha(3年間で2.5千ha増加)。



課題

① 人工造林計画箇所

人工造林を計画したにも関わらず、造林未済地となっている原因について都道府県にヒアリングしたところ、「獣害対策により費用が掛かり増しになることなどが、造林を委託する段階で認識されていない」などの意見

- 立木売買の場合、立木購入者主導で届出がなされ、造林計画が十分検討されない場合があるため、造林権者の責任を明確にするとともに、より具体的かつ実行性のある造林計画の作成を促すことが必要

② 天然更新計画箇所

市町村森林整備計画において、天然更新が困難な区域として定める「植栽によらなければ適確な更新が困難な森林」の設定について、都道府県にヒアリングしたところ、「体制面・技術面から全域を網羅的に確認して設定することが困難」「設定しても伐区の設定や周囲の伐採によって更新可能性が変化するため運用が難しい」などの意見

- 天然更新が困難な区域の設定に加え、届出ごとに伐採面積や林分状況等に応じて判断できるようにすることが必要

新規発生未済地の内訳

①人工造林計画箇所 6.2千ha

伐採届出時に造林の方法として人工造林を計画、又は植栽指定地で伐採し、伐採後2年以内の更新が完了していないもの

②天然更新計画箇所 3.5千ha

伐採届出時に造林の方法として天然更新を計画し、伐採後5年以内に更新が完了していないもの。

対応方向

対応

- 造林権者の責任の明確化を図るため、これまで伐採と造林の計画が一体になっていた伐採造林届の様式について、伐採者及び造林者それぞれが計画書を作成する様式とする
- 造林計画の実行性を高めるため、造林計画の記載事項の充実を図る（造林作業の委託予定先、シカ防護柵設置の有無等を追加）

対応

- 「植栽によらなければ適確な更新が困難な森林」について、あらかじめ対象とする森林の区域のほか、植栽を必須とする森林の基準を記載
- 皆伐予定地（少なくとも5ha以上）において、天然更新を計画した届出が提出された場合、市町村が現地の状況等を確認し、植栽を必須とする伐採跡地の基準に該当する場合は計画を変更するよう指導